

○し尿運搬手数料の減免に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、物価高騰等により村民及び村内事業者が経済的影響を受けていることに鑑み、村民及び村内事業者の経済的負担の軽減を図るため、基金の運用益を活用し、実施するし尿運搬手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(し尿運搬手数料の減免)

第2条 し尿運搬手数料の減免の対象者は、御杖村し尿処理中継そうを利用する者とする。

2 減免の対象となる期間は、令和8年4月請求分から令和11年3月請求分までの3年分とする。

(減免の手続)

第3条 し尿運搬手数料の減免を受けようとする者の申請は必要としない。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、し尿運搬手数料の減免に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。